

児童手当について

1. 支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額（一人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上～小学校修了前	10,000円（※第3子以降は15,000円）
中学校	一律10,000円



【児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。】
 ※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

3. 所得制限限度額・所得上限限度額

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額（万円）	収入額の目安（万円）	所得額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276



※「収入の目安」は、給与収入のみで計算していますのでご注意ください。

（注）

1. 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額（所得額ベース）は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
2. 扶養親族数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、5人を超えた1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

4. 現況届について

現況届は、引続き児童手当を受給できるかを確認するために提出が必要です。令和4年より提出が不要になりましたが、下記に該当する方は現況届の提出が必要です。

（現況届の提出が必要な方）

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の所在地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・その他、市区町村から提出の案内があった方

この届出を提出されないと、6月分以降の児童手当が受けられなくなる場合があります。

5. 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

（例）6月の支給日には、2～5月分の手当を支給します。